

# 東京大学医科学研究所附属病院放射線障害予防規程

平成16年4月1日制定

平成18年4月13日改正

平成22年9月30日改正

令和元年7月11日改正

令和3年5月13日改正

令和5年4月13日改正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及び関連法令（以下「法令」という。）に基づき、東京大学医科学研究所附属病院（以下「病院」という。）における放射性同位元素又は放射性汚染物以下「放射性同位元素等」という及び放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「病院長」：本病院の長であり、放射線施設の安全管理に関する最終責任者である。
- (2) 「使用責任者」：従事者が所属する部署の長であり、担当する管理区域における放射性同位元素等の使用に係わる管理を行うとともに、担当する施設、設備についての日常的な保守及び整備等を行う。
- (3) 「放射線施設」：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。
- (4) 「放射線取扱等業務」：放射性同位元素等の取扱い（使用、保管、運搬、廃棄）及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- (5) 「放射線業務従事者」：放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、病院長が許可して登録された者をいう。
- (6) 「一時立入者」：従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

## 第2章 組織及び職務

### (組織)

第3条 病院の放射線に関する管理組織図は、別図1のとおりとする。

### (放射線取扱主任者及び代理者)

第4条 病院における放射線障害の防止に関して、総括的な監督を行わせるため、法令に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を1名以上選任する。

- 2 主任者全員が、旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中に職務のすべてを代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任するものとする。
- 3 主任者及び代理者は、医師免許もしくは第一種放射線取扱主任者の免状を有する者のうちから放射線安全委員会が推薦し、病院長が、任命する。また、解任する場合は、解任理由に基づき、病院長が解任する。
- 4 主任者全員が、30日以上職務を行えない場合は、法令の規定に基づき、原子力規制委員会に代理者の選任の届出を行う。また、その代理者を解任した場合、解任の届出を行う。
- 5 主任者は、放射線業務従事者が関係法令等、主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該従事者の放射線取扱等業務を制限し、又は許可を取り消すことを病院長に勧告することができる。
- 6 病院長は、主任者に法令で定められた期間毎に定期講習を受けさせなければならない。
- 7 複数の主任者を選任にした場合の業務は、主担当と副担当を選任し、副担当は主担当の補佐または代行するものとする。代理者の業務は主任者の業務を全て代行するものとする。

#### （放射線業務従事者）

第5条 病院において放射性同位元素等の取扱等業務に従事する者は、使用責任者の同意を経て所定の申請書を提出し、登録されなければならない。

- 2 放射性同位元素の取り扱い、管理などの業務のために管理区域へ立ち入る者を放射線業務従事者（以下「従事者」という。）という。
- 3 放射線管理室（以下「管理室」という。）は、主任者の同意の下に病院長の許可を得て、従事者として登録する。
- 4 放射線管理室長（以下「室長」という。）は、前項の登録を行うにあたり、従事者として施設の利用を申請した者に対し第18条に定める教育及び訓練並びに第19条に定める健康診断の結果を照査しなければならない。
- 5 室長は、従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該従事者の取扱等業務を制限し、又は許可を取り消すことができる。
- 6 従事者の登録及び施設利用の許可に関しては、前項までの規定によるほか、登録に関する実施要領に定めるところによる。

#### （主任者の職務）

第6条 主任者は放射線障害の防止に関わる総括的な監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程及び下部規程の制定及び改廃への参画
- (2) 教育訓練等の放射線障害防止施策の企画及び調査
- (3) 施設、使用等の状況及び帳簿、書類等の確認及び審査
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 法令に基づく申請、届出、報告の確認及び審査
- (6) 各種検査等の立会い

- (7) 異常及び事故の原因調査への参画
  - (8) 従事者の線量の算定
  - (9) 従事者への監督・指導
  - (10) 病院長に対する意見の具申
  - (11) 関係者への助言、勧告及び指示
  - (12) 放射線安全委員会の開催の要求
  - (13) 前各号に掲げる他の放射線障害防止に関する必要事項
- 2 従事者及び病院の放射線管理区域に立ち入る者は、主任者が法令に基づき行う保安のための指示に従わなければならない。
  - 3 病院長は、主任者の放射性同位元素等による放射線障害の発生の防止に関する意見を尊重しなければならない。

(放射線安全委員会)

第7条 病院に設置されている放射線安全委員会（以下「委員会」という。）において、放射線障害防止について必要な事項を企画審議する。

- 2 委員会の組織及び運営、並びに審議事項の範囲に関する事項は、放射線安全委員会内規（医科研病院内規）に定める。

(放射線管理室)

第8条 病院長は、病院における放射性同位元素等の管理に関する業務を行わせるため、病院放射線管理室（以下「管理室」）を設置するものとする。

- 2 管理室に室長をおく。
- 3 室長は、病院長が任命する。
- 4 管理室に、放射線管理室員をおく。
- 5 放射線管理室員は、主任者及び室長との連携を密にし、室長の指示により放射性同位元素等の管理に関する業務を行う。

(使用責任者)

第9条 使用責任者は、従事者が所属する部署の長であり、担当する管理区域における放射性同位元素等の使用に係わる管理を行うとともに、担当する施設、設備についての日常的な保守及び整備等を行う。

- 2 使用責任者は、所属する従事者に、放射性同位元素等の取り扱いについて適切な指導及び指示を与えるとともに、放射性同位元素等の使用、廃棄等に関し、主任者を補佐するものとする。

### 第3章 放射線管理区域

(放射線管理区域)

第10条 管理区域は、東京大学医科学研究所附属病院会議の議を経て、病院長が定める。

- 2 使用責任者は、管理区域に標識、注意事項その他放射性同位元素等による放射線障害の防

止に必要な事項を掲示しなければならない。

- 3 管理区域に立ち入る者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 注意事項を遵守するとともに、飲食、喫煙その他放射性同位元素等を体内にとり込むおそれのある行為をしないこと。
  - (2) 個人線量計等の放射線測定器を、所定の位置に着用すること。
  - (3) 立ち入り場所と立ち入り年月日、氏名、目的を記録すること。
- 4 管理区域に立ち入るときは、あらかじめ主任者の許可を得て行なわなければならない

## 第4章 施設の維持・管理

### (施設の維持・管理)

第11条 室長は、放射線関係の施設及び放射線障害防止のための安全管理設備・機器（以下「安全管理施設等」という。）が正常に作動するよう、別表1「点検項目及び実施時期」に基づき定期的に点検し、次の項目を記録・保存するとともに、直ちに主任者に報告しなければならない。

- (1) 点検の実施年月日
- (2) 点検項目とその結果、及びこれに伴う措置の内容
- (3) 点検を行った者の氏名

2 使用責任者は、前項の点検の結果に異常を認めるときは、直ちに応急の方策を指示するとともに、必要に応じ室長に報告するものとする。

- 3 室長は、安全管理施設等に異常を認めるときは、その維持・管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項の通報を受けた室長は、主任者に報告しなければならない。
- 5 室長は、前項の報告の内、対処できない異常については、病院長に報告しなければならない。

## 第5章 使 用

### (放射性同位元素等の受入・払出)

第12条 放射性同位元素等を病院に受け入れようとする者及び病院から払出ししようとする者は、あらかじめ主任者の許可を得て行わなければならない。

### (放射線発生装置の使用)

第13条 放射線発生装置を使用する者は、使用責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前にインターロック等が正常に動作することを確認するとともに、立ち入りを禁止している区域に治療を目的とする患者以外の人がいなことを確認すること。
- (2) 使用中は、運転中であることを明示すること。
- (3) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

## 第6章 保管、運搬及び廃棄

### (放射性同位元素等の運搬)

第14条 従事者が、管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、放射線管理室員の管理のもと、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

3 放射性同位元素等を事業所内において運搬するときは、主任者の指示に従い、前項に定められた事項を厳守しなければならない。

4 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、前条に定めるもののほか、関係法令に定める基準（L型輸送又はA型輸送等）に適合する措置を講じなければならない。

### (放射性同位元素等の廃棄)

第15条 従事者が、放射性同位元素等で汚染された物を廃棄する場合は、使用責任者の管理のもと、次の各号に定める方法により廃棄しなければならない。

(1) 廃棄物は、所定の区分を行い、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、許可廃棄業者に引き渡す。

(2) 許可廃棄業者に引き渡すまでの間、廃棄物は保管廃棄室に保管廃棄する。

## 第7章 測定

### (測定)

第16条 放射線管理室員は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染状況の測定を、作業を開始する前及び開始後は1月を超えない一定期間ごとに、次の各号により実施し、その結果を記録するとともに管理区域に立ち入る者に周知させる。ただし、測定が著しく困難な場合は、計算によってその値を評価するものとする。

(1) 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を用い、使用施設、廃棄施設、管理区域境界、病室の境界、事業所内の人が居住する場所及び事業所の境界について行うこと。

(2) 汚染状況の測定は、作業室、管理区域の境界について行うこと。

(3) 使用責任者は、安全管理に係る放射線測定器等について、校正又は確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

2 前項の結果により、異常が認められた場合、室長は、速やかに該当区域の使用責任者及び主任者等の関係者に連絡し、使用責任者は、従事者又は放射線管理室員に指示し、放射線の遮へい、放射性同位元素等の移動など、作業計画を作成した上で、適切な措置をとらなければ

ばならない。

(放射線発生装置使用施設)

- 3 放射線発生装置使用施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。
  - (1) 放射線の量の測定は使用施設、管理区域境界、病室及び事業所の境界についてあらかじめ定めた地点について行うこと。
  - (2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6ヶ月を超えない期間ごとに1回行うこと。

(放射線保管廃棄施設)

- 4 放射線保管廃棄施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。
  - (1) 放射線の量の測定は保管廃棄施設、管理区域境界、及び事業所の境界についてあらかじめ定めた地点について行うこと。
  - (2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6ヶ月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 5 管理室は、第1項の結果について次の項目について次の事項を記録し、保存しなければならない。
  - (1) 測定日時
  - (2) 測定箇所
  - (3) 測定者の氏名
  - (4) 放射線測定器の種類及び形式
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定結果
  - (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容
- 6 第1項に定めるもののほか、使用責任者又は従事者は、測定を必要と認めた場合には、随時測定を行い、その結果を記録して室長に提出しなければならない。
- 7 前2項の測定結果は、管理室が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定および算定)

- 第17条 病院長は、従事者に対して適切な個人被ばく線量計を管理区域滞在中継続して着用させて、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。
- (1) 外部被ばくによる線量の測定は胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行う。
  - (2) 前号のほか頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は、使用責任者は、当該被ばくの測定のために、室長に個人線量計の貸与を申し出ること。
  - (3) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、

腹部及び大腿部以外である場合は、使用責任者は、当該被ばくの測定のために、室長に個人線量計の貸与を申し出ること。

(4) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うものとする。

(5) 一時立入者の被ばく線量の測定は、外部被ばくについて100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うものとする。

(6) 次の項目について測定の結果を記録すること。

- イ 測定対象者の氏名
- ロ 測定をした者の氏名
- ハ 放射線測定器の種類及び形式
- ニ 測定日時
- ホ 測定方法
- ヘ 測定部位及び測定結果

(7) 前号の測定結果について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間ごと並びに本人の申出等により、室長が妊娠の事実を知ることになった女子は、出産までの間1月ごとに、集計、記録する。

(8) 主任者は、第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録すること。

- イ 算定年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 算定した者の氏名
- ニ 算定対象期間
- ホ 実効線量
- ヘ 等価線量及び組織名

(9) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間ごと並びに本人の申出等により、室長が妊娠の事実を知ることになった女子は、出産までの間1月ごとに、集計、記録する。

(10) 被ばく線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量または眼の水晶体の等価線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について累積線量を毎年度集計し、次の項目を記録すること。

- イ 対象者の氏名
- ロ 対象期間
- ハ 集計年月日
- ニ 集計を行った者の氏名
- ホ 累積実効線量または眼の水晶体の累積等価線量

(11) 第6号から第10号の記録は、管理室が永久に保管するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付する。

2 使用責任者は、当該グループの従事者の被ばく線量の算定に関し、主任者に協力しなければならない。

## 第8章 教育訓練

### (教育訓練)

第18条 管理室は、東京大学アイソトープ総合センター（以下「センター」という。）と連携の下に、従事者の教育訓練は「全学の放射線教育の方針」に基づき、次に掲げる項目及び時間数を定めて教育訓練を実施しなければならない。

- (1) 放射線の人体に対する影響
- (2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取扱
- (3) 放射線障害規制に関する法令及び放射線障害予防規程
- (4) その他放射線障害防止に関して必要な事項

2 教育訓練の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 管理区域に立ち入る前。
- (2) 継続して従事者である者については1年以内。
- (3) 一時立入者については管理区域に立ち入る前。

3 再教育については、必要に応じて随時講習会を開催して行う。

4 一時立入者の教育訓練は、主任者、管理責任者又は従事者が、管理区域への立ち入りに必要な事項を指導するものとする。

5 管理室は、教育訓練の実施年月日、項目、受講者の氏名を記録し保管する。

6 前項の規定にかかわらず十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、全学の放射線教育に関する方針において定められた項目および各項目の時間数について、教育及び訓練の一部を省略することができる。その場合は、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。

## 第9章 健康診断

### (健康診断)

第19条 病院長は、保健・健康推進本部と連携のもとに、「全学の放射線健康診断に関する方針」に基づき、従事者に対し所定の健康診断を実施しなければならない。

2 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 管理区域に立ち入る前。
- (2) 継続して従事者である者については6月を超えない期間ごと。

3 病院長は、次の各項に該当する従事者が生じた場合は、速やかにその者に健康診断を受診させなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合
- (2) 放射性同位元素等により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
- (3) 放射性同位元素等により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合



4 室長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

5 健康診断の結果は、管理室に定められた場所に保存するとともに、実施のつど記録の写しを本人に交付しなければならない。尚、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

6 保健・健康推進本部は、健康診断の結果必要と認めた場合には、当該者に対し、必要な保健指導を受けさせなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第20条 使用責任者は、室長および主任者の意見に基づき、従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を講ずるとともに、その結果を病院長に報告しなければならない。

2 病院長は前項の具申があつた場合には、適切な措置を講じなければならない。

3 室長は、従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

## 第10章 記録の保管

(記録の保管)

第21条 管理室は、受入れ・払出し、使用、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ及び払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(2) 使用

- イ 放射線発生装置の種類
- ロ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3) 運搬

- イ 事業所外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法
- ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所

ハ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線施設の点検

イ 点検の実施年月日

ロ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ハ 点検を行った者の氏名

(7) 教育及び訓練

イ 教育及び訓練の実施年月日、項目および各項目の時間数

ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

- 3 前項に定める帳簿は毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、管理室が5年間保管しなければならない。

(災害時の措置)

第22条 東京都港区内で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合）、または放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、緊急対応要領等に定めた災害時の連絡通報体制に従い、同要領に定められた点検担当者が、定められた項目について点検を行い、その結果を、主任者、病院長及び環境安全本部長に報告しなければならない。病院長は、主任者および使用責任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。

- 2 病院長は前項の点検結果及び講じた応急措置について環境安全本部長に報告しなければならない。

- 3 病院長は、応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講じなければならない。

## 第11章 危険時の措置

(危険時の措置)

第23条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある事態その発見者は、別に定める、緊急対応要領等に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講ずるとともに、主任者又は関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の事故等により、通報を受けた主任者は、直ちに病院長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

- 3 病院長は、必要な応急措置を講じさせなければならない。

- 4 病院長は、点検報告及び講じた応急措置について環境安全本部長に報告しなければならない。

- 5 応急作業等の緊急作業に従事するのは別に定める緊急事項対応措置要領に基づき事前に定められた教職員とする。従事する教職員は、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備し、緊急事項対応措置要領に従い避難警告、放射性同位元素等の隔離、汚染の拡大防止、汚染の除去及び所定の表示などの措置を講じなければならない。

- 6 病院長は、緊急作業に従事する者に対して「緊急時の対応」に関する教育訓練を受けさせ

なければならない。

- 7 病院長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第20条に定められた健康診断（放射線障害を受けた者等に対する措置）と同様の措置を受けさせなければならない。

## 第12章 報 告

（報告徴収）

第24条 次の各号のいずれかに該当する事態の発生を発見した者は、第24条第1項に基づく措置及び通報を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- (3) 放射性同位元素等が漏洩したとき。
- (4) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 使用施設若しくは貯蔵施設若しくは廃棄施設の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量

- (5) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 従事者 : 5ミリシーベルト

ロ 一時立入者 : 0.5ミリシーベルト

- (6) 従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

- (7) 前項各号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

- 2 病院長は、前項の事態について適切な措置を講じるとともに医科学研究所内の関係者に所定の連絡網により通報するとともに、放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともにその旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を発生の日から10日以内に原子力規制委員会等の監督官庁に報告しなければならない。

（一般報告）

第25条 病院長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素等の保管状況、被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により原子力規制委員会に報告しなければならない。

（情報提供）

第26条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、環境安全本部長および環境安全本部と連携して病院長の指示により病院ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、病院内に問合せ窓口を設置するものとする。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容(以下「情報提供内容」)

という。) は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等、事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策

3 病院長は、情報提供内容について、放射線安全委員会又は主任者及び環境安全本部との協議を経て決定する。

4 主任者及び病院長は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により施設及び設備の使用を中止させることができる。

(業務改善)

第27条 病院長は、病院の放射性同位元素等の使用等に係る安全性を向上させるため、年度に一度以上、環境安全本部に放射線障害の防止に関する業務評価の実施を依頼するものとする。

2 通知された当該業務評価業務内容の点検および審査の結果の通知を受けた病院長は、放射線安全委員会を通じて必要な改善を実施させるとともに改善報告書を作成し、実施した改善策を環境安全本部に報告する。また、必要がある場合は、改善を実施するための予算的措置を講ずる。

(補 則)

第28条 医科学研究所の放射線障害予防規程は別に定める。

2 放射性同位元素等の取り扱いに係る事項については、この規程に定めるものの他に、次に掲げる東京大学の規則等の定めるところによる。

- (1) 東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程（東京大学規則）
- (2) 東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（東京大学規則）
- (3) 東京大学環境理念・東京大学環境基本方針（総長裁定）
- (4) 東京大学の環境安全衛生管理組織の責任及び権限（総長裁定）
- (5) 全学の放射線健康診断に関する方針（放射線管理部裁定）
- (6) 全学の放射線教育に関する方針（放射線管理部裁定）

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、東京大学医科学研究所附属病院会議の審議を経て、病院長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

## 点検項目及び実施時期

点検項目	実施時期
① 建物周辺及び耐火性、不燃材料の構造に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
② しゃへい壁、しゃへいに関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
④ 排気設備の構造、能力及び各種装置等との連結状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑤ 排水設備の構造、能力及び洗浄設備との連結状態に関する事項	年1ないし2回以上 又は変更の生じた時
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器 b. 除染用具 c. 自動表示装置 d. インターロック等	年2回以上 又は変更の生じた時
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上

別 図 1  
組織図

